

マハーラーシュトラ州におけるプラスチック禁止令の施行

1 これまでの3か月の施行猶予期間を終え、6月23日からマハーラーシュトラ州におけるプラスチック禁止令が施行されます。違反者には罰金刑又は禁固刑が適用されます。

2 ムンバイ市においても、市職員が同禁止令の対象となる製品の製造、流通、使用を監視する検査役 (Inspector) となり、同禁止令の遵守を促すことになっています。

3 関連のウェブサイトは次のとおりです。

(1) マハーラーシュトラ州汚染防止委員会

<http://mpcb.gov.in/plastic/plastic.php>

(2) 同委員会が2018年3月23日付けで発出したマハーラーシュトラ州プラスチック及びポリエチレン製品に関する通知 (後半に英訳が記載されています)

http://mpcb.gov.in/images/pdf/plastic_27032018.pdf

(3) 2018年4月11日付け上記(2)の一部修正通知 (後半に英訳が記載されています)

http://mpcb.gov.in/images/pdf/Environment_Department_18042018.pdf

(4) 本規制の対象となる製品 (参考)

<https://w.ndtvimg.com/sites/3/2018/05/25160211/world-environment-day.png>

4 当館においては、関係当局の動向や世論の反応を注視し、関連情報があれば、改めてお知らせします。